

諮問番号：平成30年諮問第5号

答申番号：平成30年答申第8号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第19条の規定による障害児福祉手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人の子（以下単に「子」という。）の障害の状態が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第1条第1項に定める障害程度（心臓機能障害）に該当するにもかかわらず、認定請求が却下されたことを不服として、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成28年8月26日、処分庁に対し、障害児福祉手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）を添えて、障害児福祉手当認定請求書を提出した。
- 2 処分庁は、平成28年10月14日、法及び令に基づき、子の障害の状態を審査の上、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、平成28年11月7日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、子の障害の状態が令第1条第1項に定める障害程度（心臓機能障害）に該当するにもかかわらず、障害児福祉手当の認定請求が却下されたことを不服として、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、子の障害の状態が令第1条第1項に定める程度のものであるか適正に審査を行い、非該当と判断したため、本件処分を行ったものであり、適法かつ正当なものであることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

- 1 法第2条第2項において、「重度障害児」を「障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」と定義し、令第1条第1項において、「政令で定める程度の重度の障害の状態」を令別表第1に定めるとおりと規定されている。

令別表第1においては、障害の状態として10の類型を示し、同表第8号では「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」が挙げられている。

- 2 法第19条において、障害児福祉手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長等の認定を受けなければならないこととされており、その認定に当たっては、対象となる児童が「重度障害児」に該当するか、すなわち当該児童の障害の状態が令別表第1に定める状態を満たしているかを確認する必要がある。その基準として「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日付け社更第162号厚生省社会局長通知。以下「認定基準通知」という。）が示されている。
- 3 心臓の機能障害に係る基準については、認定基準通知第二の4の(1)で示されており、そのエで「小児の心臓機能障害で令別表第1第8号に該当するものと思われる病状」として、「原則として重い心不全症状、低酸素血症又はアダムス・ストークス発作のため継続的医療を必要とするもので、次のうち6以上の所見があるもの」という基準が示され、次のとおり所見が列挙されている。

(臨床所見)

- 1 著しい発育障害
- 2 心音心雑音の異常
- 3 多呼吸又は呼吸困難
- 4 運動制限
- 5 チアノーゼ
- 6 肝腫大
- 7 浮腫

(胸部X線所見)

- 8 心胸比56%以上
- 9 肺血流量の増加又は減少
- 10 肺静脈のうっ血像

(心電図所見)

- 11 心室負荷像
- 12 心房負荷像
- 13 病的な不整脈
- 14 心筋障害像

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 重度障害児と認定されるためには、令別表第1各号のうちいずれか1つに該当すれば足りるため、子の「心臓の機能障害」が令別表第1第8号にいう「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを

不能ならしめる程度のもの」に該当するかどうかについて検討する。

イ 令別表第1第8号は、心臓の機能障害については、原則として重い心不全症状、低酸素血症又はアダムス・ストークス発作のため継続的医療を必要とするもので、「臨床所見」及び「X線・心電図所見」のうち6以上の所見があるものと規定している。子の心臓の機能障害が、認定基準通知第二の4の(1)のエに該当するかどうかについて検討する。

ウ 本件診断書によると、「臨床所見」のうち「心音心雑音の異常」、「多呼吸又は呼吸困難」及び「運動制限」、「X線・心電図所見」のうち「心胸比56%以上」及び「心室負荷像」の計5項目が「有」であり、「6以上の所見があるもの」に該当しない。「養護の区分」が「症状に応じて要医療」であるため、「重い心不全症状、低酸素血症又はアダムス・ストークス発作のため継続的医療を必要とするもの」には該当しない。したがって、子の心臓の機能障害は、認定基準通知第二の4の(1)のエに該当しない。

エ 以上のことから、子の心臓の機能障害は、令別表第1第8号には該当せず、令第1条第1項に定める障害程度に該当しないことから、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年4月12日	審査庁が審査会に諮問
〃 4月23日	第1回調査審議（第1部会）
〃 4月27日	審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）
〃 5月21日	第2回調査審議（第1部会）
〃 6月25日	第3回調査審議（第1部会）
〃 7月9日	答申

第8 審査会の判断の理由

- 1 審査請求人は、子の障害の状態が令第1条第1項に定める障害程度に該当する旨主張していることから、この点について検討する。
- 2 令第1条第1項においては、「(法)第2条第2項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態は、別表第1に定めるとおりとする。」と規定されており、子の障害の状態が心臓機能障害であることから、令別表第1各号のうち同表第8号の「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」に該当するかどうかについて検討することになる。この点、地方自治法（昭和22年法律第67号）上の処理基準とされる認定基準通知第二の4の(1)のエにおいて、「小児の心臓機能障害で令別表第1第8号に該当するものと思われる病状」として、「原則として重い心不全症状、低酸素血症又はアダムス・ストークス発作のため継続的医療を必要とするもので、次のうち6以上の所見があるもの」という基準が示され、14の所見が挙げられている。
- 3 本件診断書によると、「養護の区分」は「症状に応じて要医療」とされているものの、「重い心不全症状、低酸素血症又はアダムス・ストークス発作のため継続的医療を必要とするもの」には該当していない。また、「臨床所見」のうち「心音心雑音の異常」、「多呼吸又は呼吸困難」及び「運動制限」の3項目並びに「X線・心電図所見」のうち「心胸比56%以上」及び「心室負荷像」の2項目の計5項目に当てはまることが認められるものの、「6以上の所見があるもの」には該当していない。
- 4 よって、本件診断書及び認定基準通知を踏まえ、子の心臓機能障害の程度は令別表第1第8号に該当しないことから子の障害の状態は令第1条第1項に定める障害程度に該当しないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。
- 5 結論
以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳